

水害時における避難勧告等の判断基準の改定案について

1 改定方針

発令対象地域のうち「その他の地域」を、氾濫水の到達時間によって細分化する。

なお、「早期発令地域」（重要水防箇所隣接しているなど、危険性が高い地域）は、現行基準から変更しない（河川水位が基準水位に到達後、直ちに発令判断することとする）。

2 その他の地域の細分化方法

(1) 氾濫水到達時間を用いて区分する。

(2) 氾濫水到達時間に合わせて、発令判断時期を設定する。

ア 氾濫水到達時間が1時間以内の地域は、早期発令地域への発令完了後に発令判断

イ 氾濫水到達時間が1～2時間の地域は、基準水位到達の1時間後に発令判断

ウ 氾濫水到達時間が2～3時間の地域は、基準水位到達の2時間後に発令判断

エ 氾濫水到達時間が避難に要する時間（3時間）を上回る地域は、氾濫前の発令の必要性について検討したうえで発令判断

※本資料においては一例として、氾濫水到達時間を1時間毎に区分し、避難に要する時間を3時間としているが、これらは仮に設定しているものである。

※避難に要する時間は、以下の要素について詳細に検討したうえで決定する。

- ・京都市の発令判断から発令までに要する時間
- ・情報が市民に伝達されるまでの時間
- ・市民が立退き避難を開始するまでの時間
- ・市民が指定緊急避難場所への移動を完了するまで時間
- ・その他（余裕時間等）

※氾濫が発生した場合は、全地域を対象とした発令判断を行う。

次ページ以降に細分化の例を示す。

例 1 桂川下流の場合

表 1 現行基準適用時（桂川下流）

分類		早期発令地域	その他の地域
発令判断時期		基準水位到達後直ちに	基準水位到達の 20 分後
発令地域	下京		七条, 西大路, 七条第三, 大内
	南	上鳥羽, 久世	九条塔南, 祥栄, 吉祥院, 祥豊, 唐橋
	右京	嵐山, 嵯峨	南太秦, 嵯峨野, 梅津, 北梅津, 西院第一, 西京極, 葛野
	西京	嵐山東, 松尾, 桂川, 桂徳, 桂東, 川岡東	桂, 川岡, 檜原
	伏見	久我, 淀, 納所, 久我の杜, 羽束師, 横大路	竹田, 住吉, 板橋, 下鳥羽, 淀南, 南浜, 藤森
	計	1 6	2 6

表 2 改定基準（案）適用時（桂川下流）

分類		早期発令地域	その他の地域			
氾濫水到達時間		—	1 時間以内	1~2 時間	2~3 時間	3 時間以上
発令判断時期		基準水位到達後直ちに	早期発令地域へ発令完了後	基準水位到達の 1 時間後	基準水位到達の 2 時間後	要検討
発令地域	下京					七条, 西大路, 七条第三, 大内
	南	上鳥羽, 久世	祥栄, 吉祥院, 祥豊		唐橋	九条塔南
	右京	嵐山, 嵯峨	嵯峨野, 梅津, 北梅津, 西京極, 葛野			南太秦, 西院第一
	西京	嵐山東, 松尾, 桂川, 桂徳, 桂東, 川岡東	川岡	桂		檜原
	伏見	久我, 淀, 納所, 久我の杜, 羽束師, 横大路	住吉, 板橋, 下鳥羽, 淀南, 南浜		竹田	藤森
	計	1 6	1 4	1	2	9

